新保険業法施行規則別紙様式第七号の三第１２⑵記載上の注意２の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

新保険業法施行規則別紙様式第十四号第２２⑵記載上の注意２⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第二十一項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

新保険業法施行規則別紙様式第十四号第２２⑵記載上の注意２⑵⑫、同様式第２３⑵記載上の注意２⑵及び同様式第２３⑸記載上の注意２⑵の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

新保険業法施行規則別紙様式第十四号第２２⑴の表及び同様式第２２⑵の表並びに同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

新保険業法施行規則別紙様式第十五号第２２⑵記載上の注意２⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

新保険業法施行規則別紙様式第十五号第２２⑵記載上の注意２⑵⑫、同様式第２３⑵記載上の注意２⑵及び同様式第２３⑸記載上の注意２⑵の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

新保険業法施行規則別紙様式第十五号第２２⑵記載上の注意２⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

新保険業法施行規則別紙様式第十五号第２２⑵の表及び同様式第２２⑵の表並びに同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第４の少額短期保険株式会社の表記載上の注意１⑸及び同様式第４の少額短期保険相互会社の表記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法第二百七十二条の十六第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第二十九項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第４の少額短期保険株式会社の表記載上の注意１⑵⑥及び同様式第４の少額短期保険相互会社の表記載上の注意１⑵⑥並びに同様式第５記載上の注意２の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第４の少額短期保険株式会社の表記載上の注意１⑶及び同様式第４の少額短期保険相互会社の表記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第４の少額短期保険株式会社の表及び同様式第９の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十八第２の少額短期保険株式会社の表記載上の注意１⑷及び同様式第２の少額短期相互会社の表記載上の注意１⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第二百七十二条の十六第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第三十二項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十八第２の少額短期保険株式会社の表記載上の注意１⑵⑥及び同様式第２の少額短期保険相互会社の表記載上の注意１⑵⑥並びに同様式第３記載上の注意２の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十八第２の少額短期保険株式会社の表及び同様式第５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十九第２２⑴記載上の注意１⑷及び同様式第２２⑵記載上の注意１⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第二百七十二条の十六第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第三十五項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十九第２２⑴記載上の注意１⑵⑤及び同様式第２２⑵記載上の注意１⑵⑤並びに同様式第２３⑴記載上の注意１、同様式第２３⑷記載上の注意１及び同様式第２３⑹記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。